

市議 会だより

平成17年第1回定例会は3月4日招集され、会期を3月23日までの20日間と定め、市長の市政執行方針の説明を受けた後、14・15日の2日間7名の議員より市の行政全般にわたり一般質問が行われたほか、議案等37件の審議を行いました。このうち新年度予算以外の主な内容についてお知らせいたします。

平成17年第1回定例会

■報告

つぎの2件が報告されました。

●定期監査の結果について

●財政援助団体監査の結果について

■補正された予算

平成16年度一般会計予算から7千180万1千円が減額され、予算総額で157億7千192万5千円となりました。

追加された内訳は次のとおりです。(△は減額)

- 総務費 8千135万9千円
 - 民生費 41万5千円
 - 労働費 △1千314万3千円
 - 農林水産業費 △3千703万8千円
 - 商工費 △28万6千円
 - 土木費 △7千230万7千円
 - 消防費 △938万9千円
 - 教育費 △377万9千円
 - 災害復旧費 △251万9千円
 - 公債費 △1千149万4千円
- このほか、国民健康保険事業

付けで破棄されたことに伴い、大学振興対策事業の財源として設置された本基金条例が廃止されました。

○紋別市奨学資金貸与基金条例の一部改正

奨学資金貸与基金積立金の効率的運用を図るため、所要の改正が行われました。

○紋別市体育施設条例の一部改正

老朽化と学校水泳授業の健康プール移行に伴い、渚滑及び上清滑地区のプールを廃止するため、所要の改正が行われました。

○紋別市心身障害者年金支給条例及び紋別市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、同法の引用条項を整備するため所要の改正が行われました。

○流水都市紋別ピアール基金条例の廃止

平成2年度から取り組んでいる流水都市ピアールの推進について、所期の目的を達成したことから本条例が廃止されました。

○紋別市証明等手数料条例の一部改正

道都大学への財政支援に関する協定が平成16年4月30日

船員法の一部が改正され、船員の雇入れ契約が届出制度に変更されたことに伴い、事務手数料に関する規定が改正されました。

○網走地方教育研修センター組合規約の変更

地方自治法の一部改正に伴い、本組合の助役、収入役、監査委員の設置ならびに選任方法について規約が変更されました。

■人事

人権擁護委員候補者の推薦
答申
本市人権擁護委員であります遠藤ツネ氏の任期が5月31日満了となることに伴い、後任の人権擁護委員候補者として船山洋子氏を推薦することを答申しました。

■意見書

次の3件の意見書が原案可決されました。

○道立紋別病院の産婦人科医師の確保と分娩継続に関する要望意見書

○発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

○障害者自立支援給付法案の改正を求める意見書

問い合わせ先く議会事務局
23④2111 内線316番

このほか、国民健康保険事業

道都大学への財政支援に関する協定が平成16年4月30日

○紋別市証明等手数料条例の一部改正

問い合わせ先く議会事務局
23④2111 内線316番

消費者センターからのお知らせ

平成16年度の相談件数が過去最高に

こういうがきには気をつけましょう!!

訴訟報告書

- ① この度、貴殿がご利用されました商品販売会社様より(民法643条に基づき)当社が受任致しましたことを、ご報告いたします。
- ② 貴殿が以前購入されました「○○○商品」の件で、○月に裁判所への民事訴訟の申告が終わっていますので、裁判所からの出廷命令通達後、指定の裁判所への出廷となります。尚、出廷を拒否されますと(民法573条に基づき)刑事追訴後、原告側の主張を全面的に受理し敗訴となりますので、ご注意下さい。

又、裁判取り下げを希望される場合、必ず裁判取り下げ最終期日の○月○日(○)までに当社にご連絡くださるようお願いいたします。

お客様管理番号 xxxxxx

受付時間 9:00~18:00 休業日(土・日・祝日)

- ⑤ 電話番号 ○○-○○○○-○○○○
〒○○○-○○○○ ○○区○○
○○法律事務所 担当

でたらめです!!

- ① 債権譲渡を受けた、債権回収の委任を受けた場合、前もって通知があります。
- ② 法律(民法)に基づいているように思わせようとしているが、実は、根拠がそれぞれ不適切であります。
- ③ 裁判所への出廷の文言を使い不安をあおっています。
- ④ 意図的に、短期間の期限を設定しています。電話をかけさせるためのワナです。
- ⑤ 所在地も、団体名も、全くのでたらめです。最近では、フリーダイヤルを使い連絡を取らせようとしています。

消費者センターの相談件数は増え続け、平成15年度の393件を大きく上回り573件の約4割増となりました。そのうち、不当な請求による相談が348件と全体の約60%を占める結果となりました。不当な請求とは、はがきや携帯電話・パソコンなどのメールによる一方的な請求です。また、請求内容の特徴として、請求の文面に具体的な利用日時や請求の内訳、具体的な金額は明示されていないものがほとんどです。

★一切無視して連絡しないでください。連絡を取ることで新たな個人情報(電話番号、年齢、勤務先など)を開き出され、さらに別の手段で請求されたり、脅かされるなど被害が広がる危険性があります。
★身に覚えがない等不安な場合は、消費者センター、生活防犯・消費係(内線407番)または、警察署に相談してください。

注) 相手方が訴訟を起こし、裁判所から「特別送達(訴状や口頭弁論の呼出状)」が郵送されてくる場合があります。この場合は、すぐに正規のものか否かを直接、紋別裁判所に現物を持って行き、確認してください。

不当な請求の予防対策!

消費者センターにおける個人情報の取り扱い

消費者センターで相談の際にお聞きした個人情報(性別・年齢・職業など)は、北海道や国民生活センターで集約、分析し、幅広く悪質商法対策に役立たせています。但し、氏名や契約書の写しなどは当センターで保管し、他へ流出する事はありません。問い合わせ先

環境生活課 生活防犯・消費係
☎④2111内線407番